

平成 30 年 第 6 回 野洲市議会定例会提出案件

1 決算認定 12件

- 議第67号 平成29年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第68号 平成29年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第69号 平成29年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第70号 平成29年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第71号 平成29年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第72号 平成29年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第73号 平成29年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第74号 平成29年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第75号 平成29年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第76号 平成29年度野洲市水道事業会計決算の認定について
- 議第77号 平成29年度野洲市下水道事業会計決算の認定について
- 議第78号 平成29年度野洲市病院事業会計決算の認定について

2 補正予算 6件

- 議第 79 号 平成 30 年度野洲市一般会計補正予算（第 5 号）

①予算額

- ・補正前予算額 20,083,702 千円
- ・補正額 345,031 千円
- ・補正後予算額 20,428,733 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・普通交付税の決定(49,456千円)及び臨時財政対策債発行額の決定(14,020千円)
- ・国民年金届出様式改正に伴う財源措置として、国庫支出金の増額(1,917千円)
- ・平成29年度介護保険事業の決算確定による介護保険事業特別会計からの繰入金
を計上(26,542千円)
- ・コミュニティ助成事業助成金額の確定に伴う、コミュニティ助成事業助成金の
減額(△24,500千円)
- ・野洲病院への医療機器購入資金貸付に伴う、元利収入を計上(9,170千円)
- ・市内の開発行為に伴う発掘調査原因者負担金の増額(22,384千円)

【歳出】

- ・平成29年度決算剰余金の1/2相当額を財政調整基金へ積立て(205,000千円)

- ・庁舎空調機器整備に伴う工事請負費の増額（12,420 千円）
- ・湖南地域障害者生活支援センター施設整備に伴う負担金の計上（27,299 千円）
- ・国民年金届出様式改正に伴う電子機器保守委託料の増額（1,917 千円）
- ・病院事業会計への補助金（1,700 千円）、出資金（1,854 千円）の増額

□議第 80 号 平成 30 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

①予算額

- ・補正前予算額 4,863,974 千円
- ・補正額 182,703 千円
- ・補正後予算額 5,046,677 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・退職者医療療養給付費等交付金の実績額が確定し追加交付となったため、療養給付費交付金の増額（31,019 千円）
- ・収支の調整財源として、平成 29 年度繰越金（療養給付費等繰越金含む）の計上（151,610 千円）

【歳出】

- ・平成 29 年度決算剰余金の 1/2 相当額を国保財政調整基金へ積立て（108,000 千円）
- ・平成 29 年度療養給付費等負担金の精算に伴う国庫返還金の計上（71,201 千円）

□議第 81 号 平成 30 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

①予算額

- ・補正前予算額 563,694 千円
- ・補正額 13,561 千円
- ・補正後予算額 577,255 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・平成 29 年度決算に伴い余剰となる一般会計繰入金（事務費分）を減額（△537 千円）
- ・平成 29 年度決算の剰余金を計上（14,098 千円）

【歳出】

- ・平成 29 年度出納整理期間中の保険料等収入額相当分を追加（13,561 千円）

□議第 82 号 平成 30 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

①予算額

- ・補正前予算額 4,222,988 千円
- ・補正額 172,304 千円
- ・補正後予算額 4,395,292 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・平成 29 年度決算剰余金の計上 (170,206 千円)
- ・滋賀県後期高齢者医療広域連合が実施する「高齢者健康生きがいつくり基盤整備推進事業」の追加補助金を計上 (2,098 千円)

【歳出】

- ・いきいき百歳体操事業推進に伴う需要費の増額 (1,009 千円)
- ・在宅療養・在宅介護推進事業に伴う事業委託料の計上 (1,049 千円)
- ・平成 29 年度決算剰余金より返還額等を差し引いた額を介護保険給付費準備基金へ積立て (36,353 千円)
- ・平成 29 年度保険給付費の確定に伴う国、県及び社会保険診療報酬支払基金との法定負担分の精算に伴う返還 (107,351 千円)
- ・平成 29 年度精算分に係る一般会計繰出金の計上 (26,542 千円)

□議第 83 号 平成 30 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算 (第 2 号)

①予算額

- ・補正前予算額 46,211 千円
- ・補正額 1,053 千円
- ・補正後予算額 47,264 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・前年度決算剰余金の計上 (1,053 千円)

【歳出】

- ・平成 29 年度決算剰余金を墓地公園整備基金へ積立て (1,053 千円)

□議第 84 号 平成 30 年度野洲市病院事業会計補正予算 (第 1 号)

①予算額

【収益的収入及び支出】

[収入]

- 現計予算額 5,844 千円
- 補正予算額 1,700 千円
- 補正後予算額 7,544 千円
- ・一般会計補助金 (1,700 千円)

[支出]

- 現計予算額 5,844 千円
- 補正予算額 1,700 千円
- 補正後予算額 7,544 千円

- ・看護学生修学資金貸倒引当金（1,700 千円）

【資本的収入及び支出】

〔収入〕

現計予算額 254,593 千円

補正予算額 1,700 千円

補正後予算額 256,293 千円

- ・病院事業債（4,000 千円）
- ・社会資本総合交付金（△4,154 千円）
- ・一般会計出資金（1,854 千円）

〔支出〕

現計予算額 254,593 千円

補正額 1,700 千円

補正後予算額 256,293 千円

- ・看護学生修学資金貸付金（1,700 千円）

3 条例制定・改廃 6 件

□議第 85 号 野洲市余熱利用施設条例

野洲クリーンセンターの余熱を利用した円滑な事業を実施するとともに、地域活性化等を図ることを目的に野洲市余熱利用施設の設置を予定しており、その開発行為において都市計画法第 29 条第 1 項第 3 号に定める公益施設としての位置づけを行うため、条例を制定する。

施行日 公布の日

□議第 86 号 野洲市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

野洲市病院事業において、平成 31 年 4 月 1 日から地方公営企業法の全部適用となることから、地方公営企業法第 38 条第 4 項の規定に基づき、企業職員の給与の種類及び基準を定めるため、条例を制定する。

施行日 平成 31 年 4 月 1 日

□議第 87 号 野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

野洲市民病院の幹部・医師の定年については、医師を 65 歳、病院長を 75 歳とする。また用務員、調理員の職員については、対象職員が退職によりいなくなったことから、関係規定を削除する。

施行日 平成 31 年 4 月 1 日

□議第 88 号 野洲市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

長期継続契約を締結することができる契約の種類を分類の表記に改め、具体的な対象は規則で規定する。また、契約期間については、市長が特別の理由があると認めるときは10年以内とする旨を規定する。

施行日 公布の日

□議第 89 号 野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第65号）の施行により、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第 90 号 野洲市農村集落多目的共同利用施設条例の一部を改正する条例

農業振興を図るものとして、野洲市余熱利用施設に併せて設置予定の特産物販売施設の開発行為において都市計画法第29条第1項第3号に定める公益施設としての位置づけを行うため所要の改正を行う。

施行日 公布の日

4 その他 3件

□議第 91 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）

次の財産を取得することにつき、地方自治法第96条第1項第8号及び野洲市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

- (1) 財産の種類 消防ポンプ自動車
- (2) 取得数量 消防ポンプ自動車（付属品を含む） 1台
- (3) 取得金額 23,328,000円
- (4) 契約の相手方 兵庫県三田市テクノパーク2番地の3
株式会社 モリタ 関西支店
支店長 合田努

○市消防団中里分団で使用の消防ポンプ自動車が、購入後約20年を経過し老朽化しているとともに、交換部品の入手も困難となっているため更新

□議第 92 号 平成 29 年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成29年度野洲市水道事業会計未処分利益剰余金74,814,650円を更新事業の財源に充てるため建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求める。

□議第 93 号 平成 29 年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成 29 年度野洲市下水道事業会計未処分利益剰余金 471,452,056 円を企業債償還の財源に充てるため減債積立金に積み立てることについて、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

5 人事案件 2 件

□議第 94 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
<small>かわかみ てつあき</small> 河上 哲昭 (新)	野洲市〇〇〇〇〇〇番地	昭和〇〇年〇〇月〇〇日

※任期 平成 31 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日 (3 年間)

□議第 95 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
<small>もり きよあき</small> 森 清章 (新)	野洲市〇〇〇〇〇〇番地	昭和〇〇年〇月〇〇日

※任期 平成 31 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日 (3 年間)